

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年8月25日 14時30分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島北方沖（琵琶湖中部） 沖之島村二等三角点から真方位356°710m付近 （概位 北緯35°12.9′ 東経136°03.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{セントゥリオン} CENTURIONは、航行中、小型定置網のアンカーロープにプロペラが絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CENTURION、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	253-34310滋賀、株式会社長龍マリーナ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好 水象：波高 約2m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、航行中、小型定置網のアンカーロープにプロペラが絡まり、主機が停止した。
分析	本船は、航行中、小型定置網のアンカーロープにプロペラが絡まり、主機が停止し、運航不能となったものと推定されるが、船長から情報が得られなかったため、本船の運航状況及び小型定置網のアンカーロープにプロペラが絡まった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、小型定置網のアンカーロープにプロペラが絡まり、主機が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型定置網から十分な距離を離して航行すること。